

25 - 11 保育事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 保育所

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 延長保育

釧路市は現行体制を引き継ぎ、他地域は実情を考慮し対応。

(2) 障害児保育

未受入の解消等を新市で検討。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 一時保育

(2) 休日保育

(3) 地域子育て支援センター事業